就学援助制度のお知らせ

援助を受けることができる方

　就学費用の援助を受けることができるのは、次のいずれかの要件に該当する世帯です。

　◎要保護

　　保護者が生活保護を受けている世帯であること

　◎準要保護

　・生活保護が停止、または廃止になった世帯

　・市民税または個人事業税が非課税、または減免されている世帯

　・固定資産税が減免されている世帯

・国民年金の保険料の減免を受けている世帯

・国民健康保険料の減免または徴収が猶予されている世帯

　・児童扶養手当を受給している世帯

・生活福祉資金を借りている世帯

・生活保護基準をもとに算定して援助が必要と認められる世帯　　など

援助される項目

　学用品費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、クラブ活動費、PTA会費、児童生徒会費、医療費等

　（支給金額は在籍する学校や学年により変わる場合があります）

申請先

　各学校へ提出してください。申請は児童生徒一人につき1枚で、毎年必要になります。（申請書は各学校にあります。提出は各学校の指定する期日までにお願いします。）なお、兄弟姉妹が小学校、中学校に通学している場合は、それぞれの学校に申請が必要です。

**※申請しても上記の要件に該当しない場合は、非該当となり援助をうけられません。また、年度の途中に要件に該当しなくなった場合も認定を取り消し、援助を停止します。**